



埼玉県報

号 外 第 5 号
平 成 2 7 年 3 月 3 1 日
火 曜 日

目 次

条例

- [埼玉県税条例等の一部を改正する条例のあらまし\(税務課\)](#)
- [埼玉県税条例等の一部を改正する条例\(税務課\)](#)

規則

- [埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則\(税務課\)](#)

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十四号）（税務課）

一 趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、外形標準課税の対象法人に係る法人事業税の付加価値割及び資本割の税率の引上げ及び所得割の税率の引下げ、環境への負担の少ない自動車を対象とした自動車取得税の特例措置の見直し等を行う。

二 内容

(一) 県民税

ア 個人県民税

住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成三十一年まで延長する。

イ 法人県民税

均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について、資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額とする措置を講ずる。

(二) 法人事業税

資本金の額又は出資金の額が一億円超の普通法人の事業税の税率について、付加価値割及び資本割の税率を引き上げ、所得割の税率を引き下げる。

(三) 地方消費税

税率の七十八分の二十二（消費税率換算二・二パーセント）への引上げの施行期日を平成二十九年四月一日とする。

(四) 不動産取得税

ア 住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則四％）を三％とする特例措置の適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長する。

イ 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特例措置の適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長する。

ウ サービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長する。

(五) 自動車取得税

ア 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置について、対象を見直した上、その適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長する。

イ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の二十を乗じて得た率とする特例措置について、軽減対象を見直した上、その適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長する。

ウ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の四十を乗じて得た率とする特例措置について、軽減対象を見直した上、その適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長する。

エ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の六十を乗じて得た率とする特例措置を講ずる。

オ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックであって、一定の要件に該当するものに限り。）で初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の八十を乗じて得た率とする特例措置を講ずる。

カ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（以下「環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、控除額及び軽減対象を見直した上、その適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長する。

キ 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長する。

ク 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長する。

ケ 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長する。

コ 車両総重量が一定の要件に該当するバス、トラック又は乗用車のうち、車

両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成二十九年三月三十一日（車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックにあつては、平成二十八年十月三十一日）までに行われたときに限り、取得価額から五百二十五万円を控除する特例措置を講ずる。

サ 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックのうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成二十八年十一月一日から平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、取得価額から三百五十万円を控除する特例措置を講ずる。

シ 車両総重量が一定の要件に該当するバス、トラック又は乗用車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成二十九年三月三十一日（車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックにあつては、平成二十八年十月三十一日）までに行われたときに限り、取得価額から三百五十万円を控除する特例措置を講ずる。

(六) 軽油引取税

軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その対象から海上保安庁が航路標識法の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源並びに陶磁器製造業を営む者の製造工程における焼成又は乾燥に係る用途等を除外した上、その適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長する。

(七) 狩猟税

ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われた場合においては、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする特例措置を講ずる。

イ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成二十七年五月二十九日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われた場合においては、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする特例措置を講ずる。

ウ 狩猟者登録の申請書を提出する日前一年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者が受ける狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われた場合においては、当該狩猟者に係る

狩猟税の税率を二分の一とする特例措置を講ずる。

工 狩猟者登録の申請書を提出する日前一年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する従事者（認定鳥獣捕獲等事業者の従事者を除く。）として従事者証の交付を受けて、当該従事者証に係る鳥獣の捕獲等を行った者が受ける狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われた場合においては、当該狩猟者に係る狩猟税の税率を二分の一とする特例措置を講ずる。

(ハ) その他

地方税法の改正に伴う規定の整備を行う。

三 施行期日

平成二十七年四月一日。ただし、二(七)イについては、平成二十七年五月二十九日

条 例

埼玉県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十四号

埼玉県税条例等の一部を改正する条例

(埼玉県税条例の一部改正)

第一条 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第二項中「第五十二条第一項の表の第一号の項」を「第二十三条第一項第四号の五イの項」に、「この項」を「この条」に、「読み替える」を「、同条第三項から第五項までの規定中」()の「資本金等の額」とあるのは「()に係る固有法人の資本金等の額」と読み替える」に改める。

第三十条の三に次の三項を加える。

3 法第五十二条第二項第一号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、同号に定める日(法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。)に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、施行令で定める日)現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項の表の第一号水中「資本金等の額」とあるのは「法第五十二条第二項第一号に定める日(法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。)に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、第三項に規定する施行令で定める日。以下この表において同じ。)現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同表の第二号から第五号までの規定中「資本金等の額」とあるのは「法第五十二条第二項第一号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」とする。

4 法第五十二条第二項第二号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、施行令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額」とあるのは、「第四項に規定する施行令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は

出資金の額が」とする。

5 法第五十二条第二項第三号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「法第五十二条第二項第三号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第三十一条の四第一項中「除く」の下に「。第三項において同じ」を加え、同項第一号イ中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に改め、同号ロ中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同号ハの表中「百分の三・八」を「百分の三・一」に、「百分の五・五」を「百分の四・六」に、「百分の七・二」を「百分の六」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に改め、同号ロ中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同号ハ中「百分の七・二」を「百分の六」に改める。

第三十二条の八第一項中「第三十九条の二の三第一項」を「第三十九条の二の四第一項」に、「第三十九条の二の三第二項」を「第三十九条の二の四第二項」に改める。

第三十二条の十中「又は第三項第一号」を「若しくは第三項第一号」に改める。

附則第六条の二第二項中「平成三十九年度」を「平成四十一年度」に改める。

附則第十二条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第十三条中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第十四条第一項及び第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第十八条第一項中「第七条の規定による登録」を「第七条第一項に規定する新規登録」に、「第五十九条の規定による検査（）」を「第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する）」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第二号中「この項」を「この条」に、「附則第十八条の四第七項」を「附則第十八条の四」に改め、同項第四号中「。次条」の下に「及び附則第十八条の四」を加え、同号イ中「又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同号イ(1)中「及び次条」を「。次条及び附則第十八条の四」に改め、同号イ(3)中「以下」を「以下この条、次条及び附則第十八条の四において」に、「次項」を「以下この号及び附則第

十八条の四」に、「平成二十七年度以降」を「平成三十二年度以降」に、「もの（以下この条及び次条」を「もの（次条及び附則第十八条の四」に、「平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年基準エネルギー消費効率」に改め、同号口(3)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号口を同号八とし、同号イの次に次のように加える。

□ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条、次条及び附則第十八条の四において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条第一項第五号口(3)及び八(3)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同条第二項を削る。

附則第十八条の二第二項中「附則第十八条の四第四項から第七項まで」を「附則第十八条の四第六項から第十一項まで」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同号イ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年基準エネルギー消費効率」に改め、同号八(3)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号八を同号二とし、同号口(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号口を同号八とし、同号イの次に次のように加える。

□ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条の二第二項第二号イ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号口(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号八(3)中「百分の百五」

を「百分の百十」に改め、同号二(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同条第三項中「附則第十八条の四第四項から第七項まで」を「附則第十八条の四第六項から第十一項まで」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同号イ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年基準エネルギー消費効率」に改め、同号八(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号八を同号二とし、同号ロ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」の下に「に百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号ロを同号八とし、同号イの次に次のように加える。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条の二第三項第二号イ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」の下に「に百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号ロ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号八(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」の下に「に百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号二(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前二項又は附則第十八条の四第六項から第十一項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第三十八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の六十を乗じて得た率とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分

の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上で

あること。

二 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条の二に次の一項を加える。

5 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックであつて、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（前三項又は附則第十八条の四第六項から第十一項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第三十八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の八十を乗じて得た率とする。

一 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

二 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

三 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条の四第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第四号中「（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 次に掲げるガソリン自動車（平成三十二年基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項から第五項までにおいて「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの（次項から第五項までにおいて「平成二十二年基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）に限る。）

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百八十を乗じて得た数値以上であること。
- ロ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十七を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条の四第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「三十万円」を「三十五万円」に改め、同項第一号中「(同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げるガソリン自動車(平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。)

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条の四第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「十五万円」を「二十五万円」に改め、同項第一号中「(同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、同項第二号を同項

第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げるガソリン自動車（平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条の四第八項を同条第十二項とし、同条第七項中「次に掲げる自動車」の下に「のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第十一項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第十一項までにおいて「衝突被害軽減制御装置」という。）を備えるもの」を加え、「平成二十七年三月三十一日（第一号）」を「平成二十九年三月三十一日（第四号）」に改め、「自動車のうち車両総重量が十二トンを超えるもの、第二号に掲げるトラックのうち車両総重量が二十二トンを超えるもの及び第三号に掲げる」を削り、「平成二十六年十月三十一日」を「平成二十八年十月三十一日」に、「三百五十万円」を「五百二十五万円」に改め、同項第一号中「超える」を「超え十二トン以下の」に、「であつて」を「（第十一項において「バス等」という。）であつて」に、「平成二十五年一月二十七日」を「平成二十八年二月一日」に、「制動装置に係る」を「車両安定性制御装置に係る」に、「（次号及び第三号において「制動装置保安基準」という。）で施行規則で定めるもの」を「で施行規則で定めるもの（以下この項及び第十一項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この項及び第十一項に

において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも「に改め、同項第二号中「八トンを超える」を「三・五トンを超え八トン以下の」に改め、「除く」の下に」。以下この項及び第十一項において同じ」を加え、「平成二十四年四月一日」を「平成二十八年二月一日」に、「制動装置保安基準で施行規則で定めるものに」を「車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項第三号中「十三トンを超える」を「八トンを超え二十トン以下の」に改め、「（施行規則で定めるけん引自動車に限る。）」を削り、「平成二十四年四月一日」を「平成二十八年二月一日」に、「制動装置保安基準で施行規則で定めるものに」を「車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項に次の一号を加える。

四 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

附則第十八条の四第七項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10 前項第四号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第三十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十八年十一月一日から平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第三十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十九年三月三十一日（第五号に掲げるトラックにあつては、平成二十八年十月三十一日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

四 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

五 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

附則第十八条の四第六項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「附則第十八条の四第五項」を「附則第十八条の四第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項各号中「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 次に掲げる自動車（以下この項において「第四種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第四種環境対応車の取得に係る第三十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

- 一 附則第十八条の二第四項第一号に掲げるガソリン自動車
- 二 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックであ

つて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

イ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること。

三 附則第十八条の二第四項第二号ハ又は二に掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

5 次に掲げる自動車（以下この項において「第五種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第五種環境対応車の取得に係る第三十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から五万円を控除して得た額」とする。

一 附則第十八条の二第五項に掲げるガソリン自動車

二 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックであつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

イ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十二を乗じて得た数値以上であること。

附則第二十一条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 自衛隊が通信の用に供する機械、自動車（施行令で定めるものを除く。）その他これらに類するものとして施行令で定めるものの電源又は動力源に供する軽油の引取り

附則第二十一条第一項第五号中「陶磁器製造業、」を削り、「製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの」を「当該」に改める。

附則第二十五条を次のように改める。

（狩猟税の課税免除）

第二十五条 県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四

号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第九条第六項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われた場合においては、第九十六条第一項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第二項において同じ。）が、県内の区域を対象として鳥獣保護管理法第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第十四条の二第九項の規定により鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第二項において同じ。）に規定する従事者証（次条第二項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成二十七年五月二十九日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われたときは、第九十六条第一項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さない。

附則第二十五条の次に次の一条を加える。

（狩猟税の税率の特例）

第二十五条の二 平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県内の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第九十六条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を

提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合にあつては、この限りでない。

- 2 前項の規定は、狩猟者の登録を受ける者が、当該県内の区域において、従事者（鳥獣保護管理法第九条第八項に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。）として、従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った場合における狩猟税の税率について準用する。この場合において、前項中「受け、」とあるのは、「受けた同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）の従事者（鳥獣保護管理法第九条第八項に規定する従事者をいう。）として、同項に規定する従事者証の交付を受けて」と読み替えるものとする。

附則第二十七条中「平成二十六年十月一日」を「平成二十七年四月一日」に、「百分の三・八」を「百分の三・一」に、「百分の二・二」を「百分の一・六」に、「百分の五・五」を「百分の四・六」に、「百分の三・二」を「百分の二・三」に、「百分の七・二」を「百分の六」に、「百分の四・三」を「百分の三・一」に改める。

（埼玉県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 埼玉県税条例の一部を改正する条例（平成二十四年埼玉県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

附則第一項第三号中「平成二十七年十月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

第三条 埼玉県税条例の一部を改正する条例（平成二十六年埼玉県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第二項第一号及び附則第二十五条第一号の改正規定及び附則ただし書中「及び附則第二十五条第一号」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条中埼玉県税条例附則第二十五条の改正規定（同条第二項に係る部分に限る。）及び附則第八項の規定は、同年五月二十九日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の埼玉県税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例

の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

3 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この項において「新法」という。）第五十三条第一項の規定によって申告納付する法人で法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるもの並びに新法第五十三条第二項の規定によって申告納付する法人及び同条第三項の規定によって納付する法人の施行日以後に開始する最初の事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する最初の連結事業年度分の法人の県民税についての改正後の条例第三十条の三第一項の規定の適用については、同項中「資本金等の額が」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法第二十三条第一項第四号の五に規定する資本金等の額が」とし、同条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

（事業税に関する経過措置）

4 改正後の条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

5 改正後の条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

6 改正後の条例附則第二十一条第一項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（狩猟税に関する経過措置）

7 改正後の条例附則第二十五条第一項の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

8 改正後の条例附則第二十五条第二項の規定は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について

適用する。

9 改正後の条例附則第二十五条の二の規定は、施行日以後に狩猟者の登録に係る申請書を提出し、狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

10 施行日から附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における改正後の条例附則第二十五条及び第二十五条の二の規定の適用については、改正後の条例附則第二十五条中「次項に」とあるのは「次条に」と、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」とあるのは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（次条において「鳥獣保護法」と、改正後の条例附則第二十五条の二第一項中「鳥獣保護管理法第五十六条」とあるのは「鳥獣保護法第五十六条」と、「鳥獣保護管理法第九第一項」とあるのは「鳥獣保護法第九第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「鳥獣保護管理法第二十九条」とあるのは「鳥獣保護法第二条第五項」と、同条第二項中「鳥獣保護管理法第九条第八項」とあるのは「鳥獣保護法第九条第八項」と、「に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く」とあるのは「（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する従事者をいう」と、「従事者証」とあるのは「、鳥獣保護法第九条第八項に規定する従事者証」と、「同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」とあるのは「鳥獣保護法第九条第八項（鳥獣被害防止特措法」と、「者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）」とあるのは「者」とする。

規 則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十一号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

別記様式第二十一号及び別記様式第二十二号を次のように改める。

別記様式第二十一号

年度（ 月）個人県民税当初・確定・分離課税額報告書																																						
区	分	県	民	税	市	町	村	民	税	納税義務者数				備考																								
										計	均等割の	所得割の	均等割と所得割併課		計																							
普通徴収	均	等								割	円	円	/	人	人	人	人																					
	所	分	離課税以外の分								分																											
	得	分	退	職所得分								分																										
			長	期譲渡所得分								分																										
			短	期譲渡所得分								分																										
			株	式等の譲渡所得等分								分																										
	先	物取引の雑所得等分								分																												
計	(1)																																					
特別徴収	均	等								割	円	円	/	人	人	人	人																					
	当	該	分	離	課	税	に	係	る	退	職	所							得	分	の	割	分															
																										小	分	離課税以外の分								分		
																											長	期譲渡所得分								分		
																											短	期譲渡所得分								分		
	株	式等の譲渡所得等分								分																												
	先	物取引の雑所得等分								分																												
	計	(3)																																				
	小	課税総額(2)+(3)								(4)																												
	翌	年度の収入となるべき額								(5)																												
	計	当該年度の収入となるべき額(4)-(5)								(6)																												
	分	分離課税に係る退職所得分								(7)																												
	計	(4)+(7)																																				
前	年度課税分で当該年度の収入となるべき額								(8)																													
徴収区分	給	与	に	係	る	特	別	徴	収	均	等	割																										
										所	得	割																										
分	公	的	年	金	等	に	係	る	特	別	徴	収	均	等	割																							
													所	得	割																							
当	該年度の収入となるべき額								(A)	円	(B)	円	(C)	(A)+(B)円																								
県	民	税	調	定	額	円	按	分	率	(A)/(C)																												

- 注意
- 1 当初課税額の報告をする場合には、分離課税に係る退職所得分の所得割は含めないこと。
 - 2 地方税法附則第33条の3に規定する「土地等に係る事業所得等の金額」については、普通徴収の「分離課税以外の分」欄に記載すること。
 - 3 納税義務者数については、当該区分のいずれかに該当するものであること。
 - 4 分離課税に係る退職所得分の報告をする場合には、「納税義務者数」、「均等割」、「按分率」及び「県民税調定額」の各欄は記載しないこと。

市町村長 印

別記様式第二十二号

年度（ 年 月分）個人の県民税課税額異動及び払込報告書															
区 分	県 民 税 課 税 額			県 ・ 市 町 村 民 税 徴 収 額					あ ん 按 分 率	県 民 税 払 込 額			県 民 税 不 納 欠 損 累 計 額	収 入 歩 合	
	前 月 ま で の 計	本 月 分	累 計	前 月 ま で の 計	本 月 分			累 計		前 月 ま で の 計	本 月 分	累 計			
					徴 収 額	還 付 額	差 引 徴 収 額								
税	現年課税分（当該年度の収入となるべき額）			円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	%
	内 訳	普 通 徴 収													
		特 別 徴 収（給与）													
		特 別 徴 収（公的年金等）													
額	滞納繰越分														
	平成19年度分以降														
	平成18年度分以前														
	小 計														
計															
延滞金	現年課税分（当該年度の収入となるべき額）			/										備 考	
	滞納繰越分	平成19年度分以降													
		平成18年度分以前													
		小 計													
計															
合 計															

年 月徴収分の個人の県民税を上記のとおり払い込みます。

年 月 日

(宛先)

埼玉県 県税事務所長

市町村長

印

注意 1 毎月の払込みの際に作成すること。

2 3月31日現在の^あん按分率によつて清算される3月から5月までの徴収分の払込みについては、清算した後実際に払い込む場合の金額を県民税払込額の本月分の欄に記載するものとし、その清算内訳は、別紙明細書に記載し、本報告書に添付すること。

別記様式第三十三号中「第10項」を「第14項」に改める。

別記様式第三十四号中

「		」	
m ²	・ ・ ・	円	

「		」	
m ²		m ²	

4 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、改修工事
該個人が居住の用に供した。

宅地建物取引業者 の免許証番号	住 宅 の 種 類 一 戸 建 住 宅 そ の 他 ()	新 築 年 月 日	取 得 年 月
		・ ・ ・	・ ・ ・

・ ・ ・	円
-------	---

により住宅性能向上改修住宅とした上で、個人に対し譲渡し、当

に改める。回線

日	改修工事完了年月日	譲 渡 年 月 日	居住開始年月日
	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・

注意1中「第11条の4第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

別記様式第三十六号を次のように改める。

※整理番号

受付印

不動産取得税減額予定の申告書

年 月 日	取得者	住所又は所在地	
(宛先) 埼玉県 県税事務所長		氏名又は名称 及び代表者氏名	(電話 () 番)

不動産取得税の徴収猶予を受けようとする不動産	土地の所在地	地番	地目	地積	取得した年月日
	家屋の所在地	家屋番号	種類・構造	床面積 m ²	
					・ ・

徴収猶予を受けようとする事由等（該当の数字を○印で囲み、所要事項を記入してください。）

1 土地を取得した日から2年以内（平成11年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得した土地については、3年以内（平成16年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得した土地で地方税法施行令で定める場合においては、4年以内））にその土地の上に特例適用住宅が新築される予定である（その土地の取得をした者がその土地を住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は住宅の新築がその土地の取得をした者から直接その土地を取得した者により行われる場合に限る。）。

新築される予定の住宅	住宅の種類	床面積	積	着工予定年月日	完成予定年月日
	一戸建住宅 その他 ()	m ²		・ ・	・ ・

2 土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある耐震基準適合既存住宅等を取得する予定である。

取得する予定の耐震基準適合既存住宅等	住宅の種類	床面積	積	新築年月日	現在の所有者の住所及び氏名	取得予定年月日
	一戸建住宅 その他 ()	m ²		・ ・		・ ・

3 耐震基準不適合既存住宅を取得し、その取得の日から6月以内に耐震改修を行い、耐震基準に適合することについて証明を受け、かつ、自己の居住の用に供する予定である。

住宅の種類	新築年月日	耐震改修完了予定年月日	居住開始予定年月日
一戸建住宅 その他 ()	・ ・	・ ・	・ ・

4 取得した不動産は、その取得の日から1年以内に公共事業の用に供するため収用され、譲渡し、若しくは移転補償金を受ける予定の不動産又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に公共事業の用に供されることが確実と認められる不動産として譲渡し、若しくは移転補償金を受ける予定の不動産に代わるものとなる予定である。

○収用され、譲渡し、又は移転補償金を受ける予定の不動産

土地の所在地 家屋の所在地	地番 家屋番号	地目 種類・構造	用途	地床面積 積積	固定資産課税台帳価格
				m ²	円
収用・譲渡・移転補償の別	収用され、譲渡し、又は移転補償金に係る契約をする予定の年月日		公共事業の種類	公共事業の起業者	
収用・譲渡・移転補償	.				

5 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金又は地方税法施行規則附則第3条の2の18の助成金の支給を受けて取得した当該事業所の事業の用に供する施設をその取得した日から引き続き3年以上当該事業所の事業の用に供する予定である。

施設の所在地	施設の種類	床面積 積積	取得年月日	助成金の額
		m ²	.	円

6 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、改修工事により住宅性能向上改修住宅とした上で、個人に対し譲渡し、当該個人が居住の用に供する予定である。

宅地建物取引業者の免許証番号	住宅の種類	新築年月日	改修工事完了予定年月日	譲渡予定年月日	居住開始予定年月日
	一戸建住宅 その他()

- 注意 1 この申告書は、埼玉県税条例第32条の9第1項、第32条の11の2第2項若しくは第32条の11の3第2項又は地方税法附則第11条の4第2項若しくは第5項の規定により不動産取得税の徴収猶予を受けようとする場合に、不動産取得申告書と併せて提出してください。
- 2 この申告書には、不動産取得税の徴収猶予を受けようとする事由を証明する書類を添付してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

別記様式第三十七号の三(2)中「第11条の4第2項」の次に「又は第5項」を
加え、同様式中「11条の4第4項に該当」を「11条の4第4項に該当
(4) その他(

こ改め、同様式の注意1中「第11条の4第2
)」

項」の次に「若しくは第5項」を加える。

別記様式第六十四号の三の注意中「若しくは第3項(これらの規定を同条第4項
において適用する場合を含む。)」を「、第3項、第4項若しくは第5項」に、「若
しくは第6号、第2項若しくは第3項」を「、第5号若しくは第7号、第2項、第
3項、第4項若しくは第5項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第四十条第一項の
改正規定は、同年五月二十九日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、
分の間、所要の調整をして使用することができる。